

## 定例監査（学校給食調理場）の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定例監査を尾花沢市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年12月24日

尾花沢市監査委員 丹川 弘行

尾花沢市監査委員 小関 英子

### 第1. 監査の対象、監査の期日及び執行委員

監査の対象	監査の期日	執行委員
学校給食共同調理場	11月11日（火）	丹川 弘行 小関 英子

### 第2. 監査の範囲

令和6年10月1日から令和7年9月30日現在における財務事務及び関連事務事業の執行状況

### 第3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

### 第4. 監査の実施内容

尾花沢市監査委員条例第4条第2項の規定により通知し、資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、施設管理状況を現場確認しながら関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施した。

### 第5. 監査の結果

別添のとおり、一部に指摘事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添) 監査の結果

**【指摘事項】**

学校給食表同調理場

1. 明確な理由がないまま学校給食共同調理場設置当初から、調理器具について備品登録されていない。

以上